

## 中津川市内山口下島地区発生土仮置き場における環境の調査 及び影響検討の結果に対する岐阜県知事意見

### 第1 総括的な事項について

- 1 本事業の工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった著しい環境影響が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに関係機関に報告を行うとともに、必要に応じて調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。
- 2 本事業の工事中及び供用後における環境保全措置を的確に履行するとともに、最新の技術・工法等を積極的に採用し、さらなる環境負荷の低減に努めること。
- 3 本事業に伴う周辺への環境影響及びその保全措置について、適切な機会をとらえて地域住民等に対して丁寧に説明するとともに、環境保全に関する要望等に配慮すること。また、本事業に係る事後調査及びモニタリングの結果については、年度ごとに結果を取りまとめて公表すること。
- 4 仮置きした要対策土の場外への搬出が早期に可能となるよう、恒久的な要対策土置き場の検討を早急に進めること。
- 5 仮置き場の設置、供用及び撤去に際して必要な法令上の順守事項や手続きについては、あらかじめ調査するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、適切に対応すること。
- 6 本意見書の各項目について検討のうえ、平成30年5月8日付けで提出された「中津川市内山口下島地区発生土仮置き場における結果について」の記載内容を補正するとともに、本事業の環境保全措置に反映すること。

### 第2 個別の環境要素に係る事項について

- 1 大気質、騒音、振動
  - (1) 仮置き場からの粉じんの発生を低減するため、搬入作業終了時には遮水シートで仮置きしている要対策土を覆うこと。また、搬入作業のため遮水シートを剥がす際は、その範囲を必要最小限とすること。
  - (2) 工事関係車両の運行に伴う大気質、騒音及び振動のモニタリングは、本事業による影響が最も大きくなる時期に実施すること。なお、測定にあたっては、工事関係車両の通行台数を把握し、車両通行台数が少ないなど本事業による影響を的確に反映していないと認められる場合には、改めて測定を実施すること。

## 2 水質

- (1) 仮置き場の設置及び供用による地下水の水質への影響を的確に把握できるよう、仮置き場下流側のモニタリング地点を増設し、2か所とすること。
- (2) 仮置き場の底版コンクリートや遮水シートに破損がないか定期的に確認するとともに、破損があった場合には速やかに補修等適切な対応を行うこと。
- (3) 仮置きしている要対策土からの滲出水をピットに集水する計画としているが、集水ピットの容量を明らかにするとともに、十分な容量となっていることを示すこと。
- (4) 仮置き場に入出入りする工事関係車両のタイヤや従業員の靴などの洗浄設備の構造及び使用した汚水の処理方法を示すこと。
- (5) 仮置き場からの排水の放流先、放流方法等については、河川管理者、水道事業者等の関係機関とあらかじめ協議すること。

## 3 土壌

仮置き終了後の有害物質による土壌汚染の調査にあたっては、あらかじめ調査方法を定め、県及び関係市に報告すること。また、有害物質による土壌汚染が確認された場合は、あらかじめ汚染土壌の管理方法及び処理・処分の具体的な措置方法を定め、県及び関係市に報告するとともに、地域住民等に説明したうえで措置を実施すること。

## 4 動物

工事関連車両の運行に伴う振動により、本事業の改変区域周辺に生息する貴重な小型哺乳類の繁殖への影響が懸念されることから、事前に専門家に意見聴取のうえ適切な保全措置を講ずること。

## 5 植物

仮置き終了後の貴重な植物の移植・播種にあたっては、事前に専門家に意見聴取のうえ適切な方法で行うとともに、生育状況に係る経過観察を行うこと。

## 6 触れ合い活動の場

本事業地周辺の木曽川は、自然景観を楽しむことができる自然と触れ合う場としての利用が考えられることから、工事関係車両の運行や仮置き場での作業にあたっては、仮置き場周辺の木曽川に通じる道路を歩行者等が安全に通行できるよう配慮すること。

## 7 文化財

本事業の改変区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地「下島遺跡」が存在することから、文化財保護法に基づく必要な手続き等を行うこと。

## 8 景観

本事業地に近接する乙姫大橋は、なかつがわウオーキングの道づくり推進市民会議が設定したウオーキングコースとなっている他、浦島伝説のある乙姫岩の見学・観察地点となっていることから、仮置き場の発生土を覆うシートや囲いの色について、周辺の景観との調和を保つよう配慮すること。